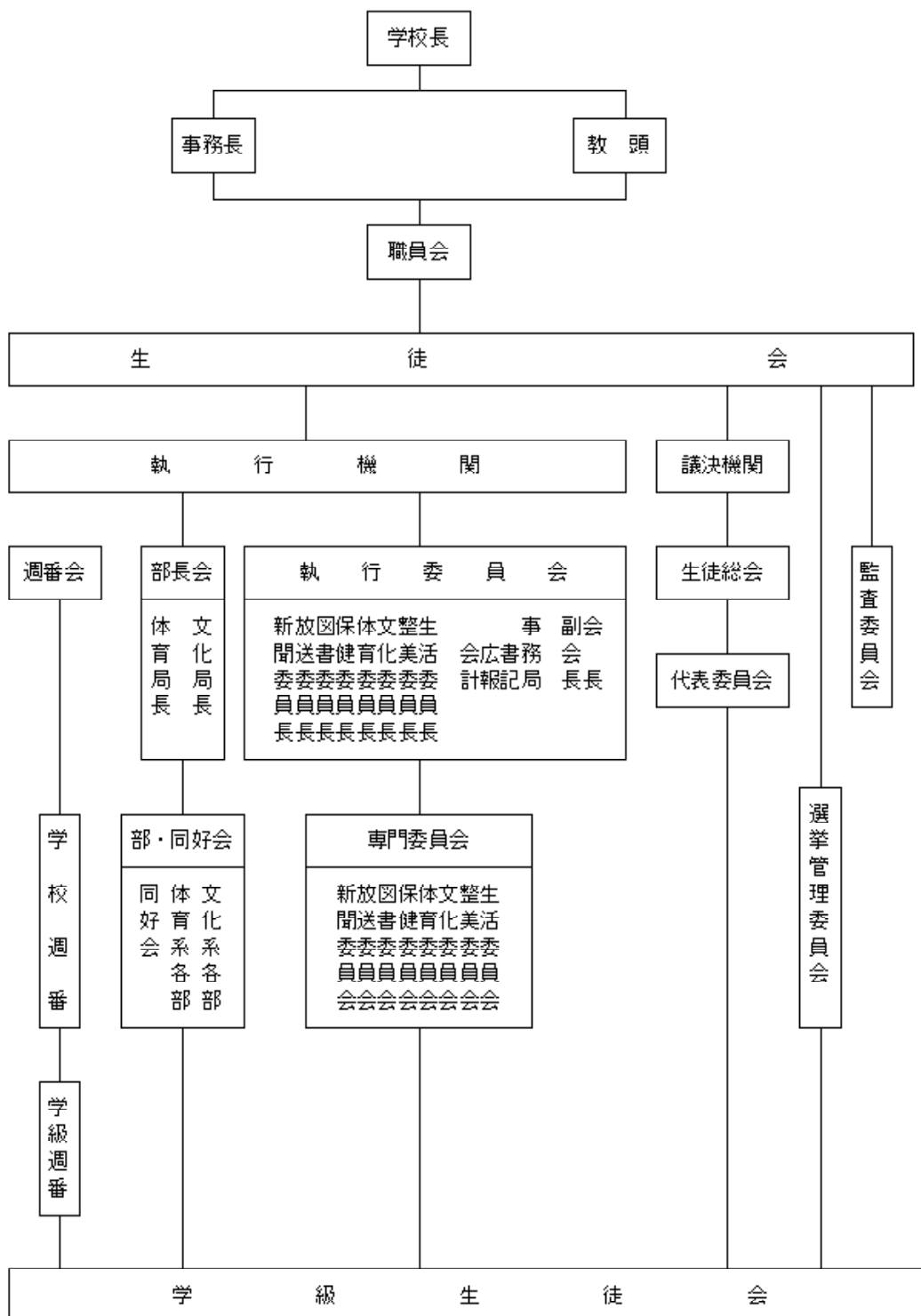


生徒会活動について

(1) 組織図



(2) 生徒会会則

前文

鹿児島県立松陽高等学校生徒は、豊かな教養と情操を培い、人間性を尊重するとともに、自由と責任を自覚し、生徒会活動を通じて生徒相互の信頼と協力を図り、秩序ある文化的学園の建設に寄与することを誓い、この会則を制定する。

第1章 総則

第1条 本会は、鹿児島県立松陽高等学校生徒会と称し、本校生徒全員をもって構成する。

第2条 本会は、生徒会会員の自治組織にもとづいて生徒の健全な自主性と社会性を高め、明朗にして民主的な学風を樹立していくことを目的とする。

第3条 本会の運営に関する最高責任者は学校長であり、本会の決議事項はすべて学校長の承認を得てその効力を発する。

第2章 組織及び機関

第4条 本会には、第2条の目的を達成するために次の組織及び機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 代表委員会
- (3) 執行委員会
- (4) 専門委員会
- (5) 学級生徒会
- (6) 週番会
- (7) 部長会
- (8) 部及び同好会
- (9) 監査委員会
- (10) 選挙管理委員会

第5条 本会には会長、副会長2名をおき、その選出は「生徒会長・副会長選挙細則」にもとづくものとする。「生徒会長・副会長選挙細則」は別に定める。

第3章 生徒総会

第6条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、本会全会員によって構成する。

第7条 生徒総会は会長が招集し、年1回開催することを原則とする。ただし、次の場合、会長は臨時生徒総会を招集しなければならない。

- (1) 代表委員会が議決し、学校長の承認を得た場合
- (2) 提案者が全会員の3分の1以上の賛成を得、代表委員会が議決し学校長の承認を得た場合
- (3) 学校長の要請があった場合

第8条 生徒総会は次の事項を審議し議決する。

- (1) 生徒会会則の制定及び改正に関する事項
- (2) 本会の予算・決算及び監査報告の承認、その他、本会の財務に関する事項

- (3) 本会の活動経過及び活動方針に関する事項
- (4) 部・同好会の新設及び廃止に関する事項
- (5) 代表委員会で必要と認めた事項
- (6) 第7条によって選出された事項
- (7) その他、本会の運営上特に必要と認めた事項

第9条 生徒総会は全会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第10条 生徒総会の議事は出席会員の過半数の賛成をもって議決する。可否同数のときは議長の設定による。ただし、第8条第(1)項ならびに会長・副会長の不信任に関する議決については、出席会員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第11条 生徒総会の運営は代表委員会の議長、副議長、書記があたる。

第4章 代表委員会

第12条 代表委員会は生徒総会につぐ議決機関であり、各学級の総務・副総務をもって構成する。以下、代表委員会の委員を代表委員と称す。

第13条 代表委員会は学期1回開催することを原則とし、会長がこれを招集する。ただし、次の場合、会長は臨時代表委員会を招集しなければならない。

- (1) 3分の1以上の代表委員の要請があった場合
- (2) 執行委員の要請があった場合
- (3) 学校長の要請があった場合

第14条 代表委員会は次の事項を審議し議決する。

- (1) 生徒総会の議案及び議事に関する事項
- (2) 執行委員会及び代表委員会が提案した事項
- (3) 代表委員会で必要と認めた事項
- (4) その他、本会の運営上特に必要と認められた事項

第15条 代表委員会は全代表委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第16条 代表委員会の議事は出席代表委員の過半数の賛成をもって議決する。可否同数のときは議長の設定による。ただし、第8条第(1)項に関する議決については、出席代表委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

第17条 代表委員会の役員は議長1名、副議長1名、書記1名をもって構成し、その選出は全代表委員の互選による。

- (1) 議長は代表委員会の議事を司り、代表委員会を統括する。
- (2) 副議長は議長を補佐し、議長不在のときこれを代行する。
- (3) 書記は代表委員会の議事を記録し、関係書類を整理する。

第18条 代表委員の任期は各学期期間とし、再選を妨げない。

第5章 執行委員会

第19条 執行委員会は本会運営の執行機関であり、次の役員によって構成する。以下、執行委員会の委員を執行委員と称す。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名

- (3) 事務局 6 名
 - ・書記 2 名
 - ・広報 2 名
 - ・会計 2 名
- (4) 生活委員長
- (5) 整美委員長
- (6) 文化委員長
- (7) 体育委員長
- (8) 保健委員長
- (9) 図書委員長
- (10) 放送委員長
- (11) 新聞委員長

第 20 条 執行委員会が必要に応じて会長が招集する。

第 21 条 執行委員会は生徒総会ならびに代表委員会に議案を提出し、その議決事項を会則にもとづいて執行する。

第 22 条 執行委員会は必要に応じて特別専門委員会を設置することができる。ただし、特別専門委員会の設置は、第 14 条(4)項の規定によるものとし、その責任者は執行委員があたる。

第 23 条 執行委員は必要に応じて代表委員会に出席し発言することができる。ただし、議決権は有しない。

第 24 条 執行委員は次のとおり任務を分担する。

- (1) 会 長…生徒会を代表し、本会の活動全般を統括するとともに執行委員会を主宰する。
- (2) 副 会 長…会長を補佐し、会長に事故あるときこれを代行する。
- (3) 事務局書記…本会の庶務を担当し、諸活動の記録及び関係書類を整理し保管する。
- (4) 事務局広報…本会の活動を広報する。
- (5) 事務局会計…本会の会計を担当する。
- (6) 生活委員長…生活委員会を総括する。
- (7) 整美委員長…整備委員会を総括する。
- (8) 文化委員長…文化委員会を総括する。
- (9) 体育委員長…体育委員会を総括する。
- (10) 保健委員長…保健委員会を総括する。
- (11) 図書委員長…図書委員会を総括する。
- (12) 放送委員長…放送委員会を総括する。
- (13) 新聞委員長…新聞委員会を総括する。

第 25 条 執行委員は年 1 回改選し、その任期は 7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までとする。

第 26 条 執行委員の選出は次の方法によって行うものとする。

- (1) 会長・副会長は第 5 条の規定による。
- (2) 事務局ならびに各専門委員長は、会長、副会長の選出と同時に選出する。

第 27 条 執行委員は再選を妨げない。ただし、監査委員会ならびに選挙管理委員会の委

員を兼ねることはできない。

第6章 専門委員会

第28条 本会には次の専門委員会をおく。専門委員会は執行委員会の下部組織であり、各学級生徒会のそれぞれの委員をもって構成する。

- (1) 生活委員会
- (2) 整美委員会
- (3) 文化委員会
- (4) 体育委員会
- (5) 保健委員会
- (6) 図書委員会
- (7) 放送委員会
- (8) 新聞委員会

第29条 各専門委員会は執行委員会の要請があったとき、または各専門委員会で開催の必要が生じたとき、それぞれの委員長が招集する。

第30条 専門委員会の運営は執行委員会の企画に沿うものとし、その活動は次のとおりとする。

- (1) 生活委員会…校内外の風紀・秩序の確立など、生活に関する活動の推進にあたる。
- (2) 整美委員会…校内外の美化、環境の保全など、整美に関する活動の推進にあたる。
- (3) 文化委員会…文化の高揚につとめ、文化系各部との連携によって文化行事の推進にあたる。
- (4) 体育委員会…体育の高揚につとめ、体育系各部との連携によって体育行事の推進にあたる。
- (5) 保健委員会…保健に対する意識の高揚につとめ、保健活動の推進にあたる。
- (6) 図書委員会…図書館の活用及び整美につとめ、読書活動の推進にあたる。
- (7) 放送委員会…校内外の放送機器の有効な活用及び放送活動の高揚、促進に努める。
- (8) 新聞委員会…学校新聞を発行し、広報活動の推進にあたる。

第31条 各専門委員会には、委員長のほか、委員の互選により、副委員長、書記をそれぞれ1名おく。

第32条 各専門委員会の委員の任期は各学期間とする。ただし、再選を妨げない。

第7章 学級生徒会

第33条 学級生徒会は本会活動の基礎機関であり、各学級の全員をもって構成する。

第34条 学級生徒会は必要に応じて総務が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 学級生徒会の活動に関する事項
- (2) 代表印会に提案する事項
- (3) 執行委員会、専門委員会及び代表委員会から委託された事項
- (4) その他、審議の必要を認めた事項

第35条 学級生徒会には次の委員をおき、その任期は各学期間とする。ただし、再選を妨げない。

- (1) 総務 1名
- (2) 副総務 1名

- (3) 生活委員 男女各1名
- (4) 整美委員 男女各1名
- (5) 文化委員 2名
- (6) 体育委員 男女各1名
- (7) 保健委員 男女各1名
- (8) 図書委員 1名
- (9) 会計員 男女各1名
- (10) ホームルーム運営委員 正・副総務のほか2名
- (11) 放送委員 1名
- (12) 新聞委員 1名

第36条 学級生徒会の委員は次のとおり任務を分担する。

- (1) 総務…学級生徒会の諸活動を総括し、代表委員会に出席する。
- (2) 副総務…総務を補佐し代表委員会に出席する。総務不在のときこれを代行する。
- (3) 生活委員…学級の生活に関する活動を担当し、生活委員会に出席する。
- (4) 整美委員…学級の整美に関する活動を担当し、整美委員会に出席する。
- (5) 文化委員…学級の文化に関する活動を担当し、文化委員会に出席する。
- (6) 体育委員…学級の体育に関する活動を担当し、体育委員会に出席する。
- (7) 保健委員…学級の保健に関する活動を担当し、保健委員会に出席する。
- (8) 図書委員…学級の読書に関する活動を担当し、図書委員会に出席する。
- (9) 会計委員…学級生徒会の会計を担当する。
- (10) ホームルーム運営委員…学級生徒会の諸活動を企画推進する。
- (11) 放送委員…校内外の放送機器の有効な活用及び放送活動の高揚、促進に努め、放送委員会に出席する。
- (12) 新聞委員…広報活動の推進に努め、新聞委員会に出席する。

第37条 学級生徒会の委員は兼務することができない。ただし、ホームルーム運営委員はこの限りではない。

第8章 週番会

第38条 週番会は「週番に関する規定」にもとづいて運営する。「週番に関する規定」は別に定める。

第9章 部長会

第39条 部長会は本会の文化及び体育の特別活動を効果的に推進する機関であり、各部の部長をもって構成する。

第40条 文化系各部の部長をもって文化部長会を、体育系各部の部長をもって体育部長会を構成する。各系の部長は互選によって、それぞれ文化局長、体育局長を選出する。

第41条 部長会は必要に応じて会長及び文化・体育局長が招集する。

第42条 各局長は所属の部長会を統括し、部長会によって審議された事項を執行委員会及び代表委員会に提出することができる。

第43条 部長及び文化・体育局長の任期は7月1日より翌年6月30日までとする。

第10章 部及び同好会

第44条 本会には次の部をおく。

- (1) 文化系各部
吹奏楽，美術，書道，演劇，茶道，音楽，百人一首
- (2) 体育系各部
サッカー，野球，バスケットボール，バレーボール，テニス，バドミントン，弓道，剣道，体操，陸上競技，水泳
- (3) その他
放送，文芸，英語，ボランティア，ダンス

第 45 条 部及び同好会は，その活動及び運営について必要な規則を定めることができる。

第 46 条 部及び同好会の新設または廃止は，「部・同好会設立細則」にもとづいて手続きを経なければならない。「部・同好会設立細則」は別に定める。

第11章 監査委員会

第 47 条 監査委員会は本会の活動及び会計の監査を行う機関であり，3名の委員によって構成する。

第 48 条 監査委員会は本会の諸機関に対し，任意に関係書類の提出を求めることができる。

第 49 条 監査委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 執行委員会の運営及び活動に関する監査
- (2) 執行委員会及び部の予算の出納に関する監査

第 50 条 監査委員会は 10 月に中間監査を，3 月に決算監査を行う。ただし，監査委員会が必要と認めるときは臨時監査を行うことができる。

第 51 条 監査委員長は監査の結果を代表委員会ならびに生徒総会に報告し，その承認を得なければならない。

第 52 条 監査委員は互選によって監査委員長を選出し，監査委員長は必要に応じて監査委員会を招集する。

第 53 条 監査委員は執行委員ならびに部長を兼ねることはできない。

第 54 条 監査委員は各学年の代表委員の互選によって，それぞれ 1 名を選出し，その任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第12章 選挙管理委員会

第 55 条 選挙管理委員会は会長・副会長の選挙を管理する機関であり，学級生徒会から選出された各 1 名の委員によって構成する。

第 56 条 選挙管理委員会は選挙のつど開催し，生徒会長・副会長選挙細則にもとづいて，選挙に関するすべての事項を管理しなければならない。

第 57 条 選挙管理委員会は委員の互選によって，委員長，副委員長，書記の各 1 名を選出する。

第 58 条 選挙管理委員会の委員は次のとおり任務を分担する。

- (1) 委員長…選挙管理委員会を招集し，事務を総括する。
- (2) 副委員長…委員長を補佐し，委員長不在のときこれを代行する。
- (3) 書記…選挙管理委員会の事務にあたり，関係書類を整理する。

第 59 条 選挙管理委員会の任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第13章 会計

第 60 条 本会の予算案の作成及び予算の経理は、「生徒会会計細則」にもとづいて、執行委員会事務局会計が正確に遂行しなければならない。「生徒会会計細則」は別に定める。

第14章 会則の改正、細則ならびに規程の制定

第 61 条 本会の会則の改正は執行委員会または代表委員会が発議する。発議した機関は原案を作成し、代表委員会及び生徒総会の承認を得なければならない。

第 62 条 本会の各組織及び機関はその活動を遂行するため、代表委員会の議決を経て本会会則の範囲内において細則ならびに規定を制定することができる。

第15章 補則

第 63 条 本会会則ならびに細則に定めるすべての組織及び機関の役員に欠員が生じた場合、所定の手続きによってすみやかにその補充を行わなければならない。ただし、新任者の任期は前任者の残任期間とする

第 64 条 本会則ならびに細則に定めるすべての会議及びその記録は公開を原則とする。

第 65 条 本会会員は本会則ならびに細則に定めるすべての会議に対し、開会前に議長の許可を得て傍聴することができる。ただし、傍聴者は発言権ならびに議決権を有しない。

附則

- 1 本会則は昭和 58 年 5 月 26 日から施行する。
- 2 本会則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本会則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 本会則は平成 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 5 本会則は平成 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 6 本会則は平成 9 年 7 月 1 日から施行する。
- 7 本会則は平成 30 年 7 月に改訂し、同月から施行する。